

令和5年度

滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動

実施要綱



滋賀県交通安全シンボルマーク

令和5年度滋賀県交通安全スローガン

事故ゼロに！ 思いはひとつ 滋賀の道
通学路 ゆずる笑顔の 滋賀ナンバー
じてんしゃも ほこうしゃゆうせん まもろうね

主唱：滋賀県交通対策協議会

令和5年度滋賀県交通安全スローガン

優秀作品3点

<道路を利用するすべての方へ呼びかけるもの>

事故ゼロに！ 思いはひとつ 滋賀の道

通学路 ゆずる笑顔の 滋賀ナンバー

<自転車利用者へ呼びかけるもの>

じてんしゃも ほこうしゃゆうせん まもろうね

令和5年全国交通安全年間スローガン

<運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの>

運転は ゆとりとマナーの 二刀流

<歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの>

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

<子供たちに交通安全を呼びかけるもの>

ペダルこぐ ぼくのあいぼう へるめっと

内閣総理大臣賞受賞作品

令和5年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動

1 目的

交通事故のない安全、安心な湖国滋賀を実現するためには、県民の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつける必要があります。

そのため、各推進機関・団体が総力を結集して、県民とともに総ぐるみで本運動を展開し、「交通事故のない滋賀」を目指します。

2 目標

本年は、「年間の交通事故死者数37人以下、重傷者数320人以下」に抑止することを目指します。

3 期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間

4 主唱

滋賀県交通対策協議会

5 協議会の構成

(1) 協議会構成員

滋賀県交通対策協議会設置要綱 別表1のとおり

(2) 推進機関・団体

滋賀県交通対策協議会設置要綱 別表2のとおり

(3) 各部会構成員

交通対策協議会各部会構成員表のとおり

6 運動の重点

- 高齢者および子どもの交通事故防止
- 歩行者および自転車の安全確保
- 生活道路および交差点における安全確保
- 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

7 運動の種別

(1) 年度を通じて実施する運動

運動名	備考
横断歩道利用者ファースト運動	別添『横断歩道利用者ファースト運動実施要領』により実施します。
近江路交通マナーアップ運動	別添『近江路交通マナーアップ運動実施要領』により実施します。
高齢者「三方よし」運動	別添『高齢者「三方よし」運動実施要領』により実施します。
前照灯早め点灯運動	別添『前照灯早め点灯運動実施要領』により実施します。

(2) 期間を定めて実施する運動

運動名	期間	備考
春の全国交通安全運動	5/11(木)～5/20(土)	別途、交通対策協議会交通安全部会で定める実施要綱に基づき実施します。
夏の交通安全県民運動	7/15(土)～7/24(月)	
秋の全国交通安全運動	9/21(木)～9/30(土)	
年末の交通安全県民運動	12/1(金)～12/31(日)	
新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動	R6 3/15(金)～4/15(月)	

(3) 交通安全強調日(月)

名称	実施日(月)	備考
交通安全啓発日、自転車安全利用日	毎月1日	1日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
近畿交通安全日、高齢者交通安全の日	毎月15日	
シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月20日	20日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
横断歩道利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日	毎月25日	25日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日	
飲酒運転根絶啓発日、飲酒運転について考える日	毎月第4金曜日	
自転車安全利用月間	5月(1か月間)	自転車の安全利用啓発活動を実施
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日(土) 9月30日(土)	

(4) 交通安全サポート事業所等制度

別添『交通安全サポート事業所等制度実施要領』により実施します。

(5) 交通死亡事故多発警報等発令時の取組

別添『交通死亡事故多発警報等発令要領』により取り組みます。

(6) 交通安全びわ湖キャラバン隊

別添『交通安全びわ湖キャラバン隊実施要領』により実施します。

8 運動の推進要領

(1) 基本方針

各推進機関・団体は

- 相互の連携を緊密にし、交通の状況や地域の実態に応じた具体的な推進計画を策定し、地域・職域・家庭などが一体となり効果的な活動を展開します。
- それぞれの管下の機関・団体に対し、この運動を周知徹底し、運動が県民参加により幅広く展開され、真に県民総ぐるみ運動となるための積極的な取組を行います。

(2) 運動の重点の推進事項

重 点	推 進 事 項
高齢者および 子ども の 交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ●参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 ●通学路・未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路やキッズ・ゾーン等における交通安全対策の推進 ●高齢者の交通安全諸活動参画意識の醸成 ●交通危険箇所等における保護誘導活動の実施 ●夕暮れ時や夜間における明るい服装や反射材着用の促進 ●高齢者居住家庭に対する訪問指導活動の推進 ●高齢者および子どもを守る運動の推進 ●高齢運転者標識(高齢者マーク)表示の促進 ●高齢者マーク表示車への思いやり運転の励行 ●運転免許証自主返納高齢者支援制度の周知と自主返納しやすい環境づくり ●高齢者講習等の周知と効果的实施
歩行者および 自転車 の 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●横断歩道付近での「横断歩道は歩行者優先」の啓発 ●参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 ●飛び出し、乱横断、信号無視などの危険な行為をしない安全行動や交通ルールの遵守 ●歩行者、自転車利用者に対する反射材活用の促進 ●自転車は車両であることの周知および令和4年11月に改正された新たな「自転車安全利用五則」に基づく正しい交通ルールとマナーについての指導 ●自転車の安全点検、整備の促進(TSマークの普及) ●自転車の損害賠償責任保険・共済の加入義務の周知と加入促進 ●全ての自転車利用者のヘルメット着用の推進 ●自転車安全利用指導員による交通安全教育の推進 ●自転車(自動車等も含む)の前照灯早め点灯の励行 ●夜間における歩行者および自転車の早期発見に向けた自動車運転者等による前照灯(ハイビーム)の切替の推奨 ●安全なビワイチの推進 ●歩行中、自転車乗用中における携帯電話等の使用による危険性の周知と指導
生活道路および 交差点における 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路等における交通危険箇所の点検、整備による事故防止対策の推進 ●「ゾーン30」における車両の走行速度抑制の徹底 ●交差点での信号遵守と一時停止および確実な安全確認の実施 ●交差点での「止まる・見る・待つ」の励行 ●生活道路における近隣住民の交通安全を確保する安全運転の徹底
全席シートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●全席シートベルト着用とチャイルドシートの使用義務を呼びかける広報・啓発活動の徹底 ●シートベルト着用効果の理解を促す、参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催 ●チャイルドシートの効果や、正しい取付け方法の周知を図る講習会の開催
飲酒運転、妨害運転等 の危険運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転、妨害運転等の危険性の認識を深める広報・啓発活動の徹底 ●「飲酒運転、妨害運転等をしない、させない、許さない」環境づくり ●参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催 ●ハンドルキーパー運動への参加促進 ●酒類提供飲食店等における運転者への酒類提供禁止と、酒類提供者に対する罰則規定の周知徹底 ●飲酒時における公共交通機関(鉄道、バス、タクシー)の利用促進 ●家庭・地域・職場等それぞれの立場で、飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険性について話し合いの実践

(3) 運動の一般推進事項

交通安全教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭では <ul style="list-style-type: none"> ・「横断歩道は歩行者優先」の周知、全席シートベルト・チャイルドシート着用の推進、夜間における反射材の活用を図るとともに、身近で起きた交通事故事例などについての話し合いの実践 ・外出する人への声かけなど、家族ぐるみで交通ルールやマナーの遵守意識の高揚を図る ・高齢ドライバーへの運転免許証自主返納も含めた交通事故防止についての話し合いの実践 ●地域・職域・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの実態に即した自主的な交通安全教育活動の展開 ・各種会議、イベント等、人が集まるあらゆる機会を捉えた交通安全の呼びかけ ・「交通安全教育指針」に基づく段階的、体系的な交通安全教育の推進 ・高齢者や園児、児童、生徒を中心とした、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ・自主防犯、防災組織と連携した交通安全教育活動の推進 ・自転車の安全な利用に向けた正しいルールの周知徹底
街頭活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職域・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・各推進機関、団体や関係ボランティアの連携により、交通安全強調日(月)を重点とした街頭指導、啓発活動の強化 ・おうみ通学路交通アドバイザー、子ども安全リーダー、スクールガードなどの子どもを見守る組織やPTA等と連携した、通学路・未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や交通危険箇所における交通安全指導、保護誘導活動の強化 ・安全運転管理者、事業主等の街頭指導による従業員等への交通安全意識の醸成
広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職域・学校等では <ul style="list-style-type: none"> ・推進機関、団体のそれぞれの特性を活かした、広報紙(誌)、広報車、社内放送、校内放送、ホームページなどの各種媒体を活用した交通安全広報活動の積極的推進 ・交通安全強調日(月)や各期の交通安全運動を重点とした横断幕、のぼり旗、ポスターの掲出等による啓発活動の強化

(4) 関係機関・団体における推進事項

	推 進 事 項
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ●各期の交通安全運動・交通安全強調日（月）等における効果的な啓発等の推進 ●各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進 ●リーフレット等の啓発資料の作成、のぼり旗の掲出等による啓発活動の推進 ●講習会・交通安全教室等交通安全教育の推進 ●その他交通安全活動の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ●県民に対する交通安全運動の浸透と運動参画を呼びかける広報啓発活動の推進 ●県民総ぐるみ運動として展開するため、県民各層へ通じる関係機関・団体、市町との連絡調整 ●交通安全活動方針の取りまとめ ●交通安全関係機関・団体等の指導育成 ●高齢者および子どもの各種事故防止対策の推進 ●「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知、特に自転車損害賠償責任保険・共済の加入促進と自転車乗車用ヘルメット着用推進
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民に対する交通安全運動の浸透と運動参画を呼びかける広報啓発活動の推進 ●県民総ぐるみ運動として展開するための関係機関・団体との連絡調整 ●交通安全教育活動の推進 ●交通安全関係機関・団体等の指導育成
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ●道路交通環境の整備 ●交通安全思想の普及徹底 ●安全運転の確保 ●道路交通秩序の維持 ●高速道路における諸対策の推進
教育関係機関 団 体 等	<ul style="list-style-type: none"> ●園児・児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進 ●交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実 ●園児・児童・生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施 ●交通事故防止と管理指導体制の確立 ●児童・生徒の保護者に対する学習の機会の創出と、児童・生徒が所属する社会教育関係団体に対する指導 ●保護者（PTA）と連携した交通安全教育・啓発活動の推進 ●各PTA単位による学校と連携した「3+1ない運動（免許を取らない、乗らない、買わない、親は子どもの要求に負けない）」の推進
運輸支局・労働局	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車運転者を雇用する事業所に対する監督・指導 ●運行管理者向け一般講習の実施 ●自動車点検整備推進運動および不正改造車排除運動の実施 ●運送事業者監査の実施 ●全国交通安全運動期間中における街頭検査の実施 ●労働時間管理適正化指導員による事業所指導
道 路 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全施設の更新・改修の実施 ●通学路や園児等が日常的に移動する経路における危険箇所の安全対策の推進 ●歩道整備事業の推進 ●各交通安全運動期間中における交通安全啓発活動の推進 ●情報板・各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進 ●自転車が安心して通行できる交通環境整備の推進
交 通 安 全 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ●交通マナーと交通安全意識を高めるための積極的な街頭啓発事業の実施 ●高齢者および子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ●自転車利用者に対するルール周知と安全教育の推進 ●全席シートベルト・チャイルドシート着用および反射材の普及活動の推進 ●飲酒運転の根絶を図るための「ハンドルキーパー運動」等の普及促進 ●二輪車事故防止のための講習会等の開催および指導員の育成 ●地域に密着した交通安全啓発活動の推進
安全運転管理者協会	<ul style="list-style-type: none"> ●正・副安全運転管理者の立場と役割、責任を明確にする安全運転管理の推進 ●安全運転管理者選任事業所の職員に対する、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ●県下統一の「無事故無違反100日運動」と「ストップ横断歩道マナーアップ運動」への積極的な参加の推進
自動車教習所協会	<ul style="list-style-type: none"> ●教習生・各種講習の受講者等に対する交通安全教育の推進 ●指定自動車教習所の一斉開放行事など地域における交通安全教育センター活動の推進 ●高齢者講習等の効果的推進 ●各種広報媒体を活用した広報活動の推進
運輸関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な運行管理、労務管理による交通安全指導の実施 ●車両の点検整備、安全機器・装備の充実 ●交通安全教育の徹底、啓発活動の実施 ●交通安全教育に関する調査 ●運輸安全マネジメントの推進 ●車内事故防止にかかる啓発活動の実施 ●事業用自動車無事故・無違反運動への積極的参加の推進
そ の 他 推 進 機 関 ・ 団 体 等	<ul style="list-style-type: none"> ●推進機関・団体のそれぞれの特性を活かした広報啓発活動の展開 ●県内各地域における街頭啓発活動の実施 ●様々な機会を活用した交通安全講習会の開催

横断歩道利用者ファースト運動実施要領

1 目的

信号機のない横断歩道上において歩行者と自動車等の交通事故を未然に防ぐには、歩行者とドライバーが互いに交通ルールを守るとともに、ドライバーは「横断歩道は歩行者優先」の原則に基づき「歩行者に道をゆずる」という歩行者保護の運転に努めるほか、歩行者については安全確認後に横断歩道を通行するとともに、道をゆずられた際は「ドライバーに対して謝意をあらわす」など、互いに「思いやる・ゆずり合う」気持ちが必要である。

ドライバーと歩行者双方が横断歩道上において、交通事故防止に向けたコミュニケーションを取り合うことで信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保と交通事故防止を図ることを目的とする。

2 運動の名称

運動の名称は、『横断歩道利用者ファースト運動』とする。

3 対象者

- (1) 横断歩道を通過しようとするドライバー等（自転車利用者も含む）
- (2) 横断歩道を通行しようとする歩行者

4 実施方法

(1) ドライバー等が取り組むべき内容

ア 前方を横断中、もしくは横断しようとする歩行者がいる横断歩道に接近する際は、安全に減速し停止するとともに、歩行者に道をゆずる。

イ 対向車が横断歩道付近で停止しているときは、横断歩道の安全確認を行い、歩行者を認めた際は安全に減速し停止する。

ウ 可能な限り歩行者に対して「渡ってください」という意思を伝える。

(2) 歩行者が取り組むべき内容

ア 横断歩道を通行する際は、接近する車両に対して「手をあげる」などの横断する意思表示を行い、車両が停止後に安全確認をしたうえで横断する。

特に横断歩道上の交通事故は、歩行者から見て左方向から来る車との衝突（横断後半の事故）が多いことを理解する。

イ 停止した車のドライバー等に対して、可能な限りお辞儀等の謝意を送る。

5 留意事項

交通対策協議会の推進機関・団体は、次の事項に努力するものとする。

- (1) 社内放送や広報紙（誌）等、広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。
- (2) 「横断歩道利用者ファースト運動」街頭啓発時に、のぼり旗等で道路利用者に対し、「横断歩道は歩行者優先」を呼びかける。

6 街頭啓発日

毎月 25 日（25 日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日）を街頭啓発日とし、関係機関・団体、地域住民組織、NPO 等は協働のうえ、信号機のない横断歩道周辺や主要幹線道路を中心に街頭啓発活動を行う。

7 その他（横断歩道に関する法令）

道路交通法第 38 条第 1 項【横断歩道等における歩行者等の優先】

（要約）

ドライバーは、横断歩道により進路の前方を横断中または横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。

（罰則）

3 月以下の懲役または 5 万円以下の罰金（※過失犯は、10 万円以下の罰金）

近江路交通マナーアップ運動実施要領

1 目的

滋賀県内の重点路線または主要道路において、関係機関が連携して、前照灯の早め点灯、ハイビームのこまめな切替え、全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの着用、自転車の安全利用、交通法令の遵守や交通マナーの実践など、個別機関・団体等による街頭などでの道路利用者に対する呼びかけ運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故総数と交通事故死者数を減少させようとするものである。

2 名称

運動の名称は、『近江路交通マナーアップ運動』とする。

3 実施日時

(1) 県下一斉街頭啓発日（特別月）

5月25日(木)、10月25日(水)を県下一斉街頭啓発日とし、実施時間はそれぞれの地域の交通実態に応じた概ね1時間とする。

(2) 通常月の啓発日

5月、10月を除く月の啓発日は、毎月25日(25日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日)とし、各機関・団体の実情に応じた活動とする。

4 重点路線

国道1号、8号、21号、161号、びわ湖東岸道路(通称「さざなみ街道」)、びわ湖西岸道路(通称「風車街道」)および県道高島大津線)

ただし、参加する各機関・団体の事情により、各所属周辺の主要道路でも可とする。

5 事業内容

(1) 県下一斉街頭啓発日における取組

推進機関・団体、地域住民組織、NPO等は協働のうえ、重点路線または主要道路で街頭啓発活動を行う。

(2) 通常月における取組

推進機関・団体、地域住民組織、NPO等は、広報車による呼びかけや広報紙などにより、「全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用」、「前照灯早め点灯」、「こまめなハイビーム切替え」、「交差点では、止まる・見る・待つ」、「ながら運転・妨害運転の禁止」を訴えるほか、各種交通ルール・マナーの実践を強力に呼びかける啓発活動を展開し、道路利用者のマナーアップを図る。

高齢者「三方よし」運動実施要領

1 目的

高齢者が関係する交通死亡事故状況を分析すると、高齢ドライバーについては、夜間、天候不良または遠距離運転時の発生が高い割合を占めており、高齢歩行者については、夜間の道路横断中に被害に遭うケースが多いことから、前記状況での注意点を呼びかけることにより、高齢者の交通事故防止を図ることを目的とする。

2 運動の名称

運動の名称は、『高齢者「三方よし」運動』とする。

3 対象者

65歳以上の高齢者およびその家族等

4 実施方法

(1) 高齢ドライバーが取り組むべき内容

- ア 体調がすぐれない時は、運転を控える。
- イ 天候の悪い日や、夜間・通学時間帯の運転は控える。
- ウ 運転する場所は近距離にして、長距離の運転は控える。

(2) 高齢歩行者が取り組むべき内容

- ア 用事は昼間に済ませて、夜間における不要不急の外出は控える。
- イ 夕暮れ時や夜間に外出する時は、明るい色の服装や反射材を着用するなど、自分を目立たせる工夫をする。
- ウ 道路を横断する時は、近くの横断歩道を利用する。
- エ 横断開始前だけでなく横断中も左右の安全確認をする。
- オ 特に横断後半部分（左から近づいてくる車）に注意する。

(3) 高齢者の家族等が取り組む内容

上記(1)(2)の取り組み内容を高齢者に呼びかける。

5 留意事項

交通対策協議会の推進機関・団体は、次の事項に努めるものとする。

- (1) 社内放送や広報紙(誌)等、広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。
- (2) 毎月15日の「高齢者交通安全の日」の街頭啓発時に、のぼり旗等で道路利用者に対し、「三方よし運転」の理念とする「体調よし、状況よし、行き先よし」、「きら☆ピカ三方よし」の理念とする「時間帯よし、反射材(きら☆ピカ)よし、確認よし」を呼びかける。

前照灯早め点灯運動実施要領

1 目的

夕暮れ時は、車両の視認性の低下による交通事故が多発傾向にあるため、前照灯を早めに点灯することにより、車両の視認性やドライバーの安全意識を高め、交通事故の防止を図る。

また、夜間時は、前照灯をこまめにハイビームへ切り替えることで、ドライバーの視認性を確保するとともに、緊張感を保持することにより、夜間の交通事故の防止を図る。

2 運動の名称

運動の名称は、『前照灯早め点灯運動』とする。

3 前照灯の点灯時刻の目安

前照灯の点灯時刻は、日没時刻の概ね1時間前とするが、日没時刻が早まる10月から翌1月にかけては「早め点灯4時からライト」として午後4時に統一する。

各月1日の	4月 18:17	5月 18:41	6月 19:04	7月 19:14	8月 19:00	9月 18:24
日没時刻(参考)	10月 17:41	11月 17:03	12月 16:45	1月 16:55	2月 17:24	3月 17:52

4 参加対象車両（道路交通法の自動車区分によらない）

滋賀県内の道路を走行する自動車、二輪車（原付バイクを含む）および自転車とする。ただし自動点灯装置を装着した自転車を除く。

5 実施方法

日没時刻の概ね1時間前から前照灯（自動車、二輪車はロービーム）を点灯するものとするが、可能な限り昼間時間帯等も点灯する。

6 留意事項

(1) 交通対策協議会の推進機関・団体は、次の事項に努めるものとする。

ア 社内放送や広報紙(誌)等、広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

イ 「近江路交通マナーアップ運動」街頭啓発時に、のぼり旗等で道路利用者に対し、「前照灯早め点灯」「こまめなハイビーム切替え」を呼びかける。

(2) 参加車両は、次の事項に留意するものとする。

ア 前方車両に威圧感を与えないよう車間距離を十分にとる。

イ 進路を譲ってもらったと勘違いするドライバーがあるので、相手車両の動静に注意する。

ウ 昼間点灯時は、ハイビームを禁止とする。

交通安全サポート事業所等制度実施要領

1 制度の趣旨

この制度は、県民の交通安全を確保するため、自主的に活動されている事業所や団体（以下「サポート事業所等」という。）を登録して、交通安全の輪を大きく広げ、活動の厚みを増すことにより、滋賀県交通安全計画の基本理念である「交通事故のない滋賀」を目指すものである。

2 名称

制度の名称は、『交通安全サポート事業所等制度』とする。

3 自主的な活動

自主的な活動とは、別紙に示す活動の具体例のうち、いずれかの項目に該当し、県民の交通安全を確保するために広く行う広報や啓発活動をいう。

4 サポート事業所等の要件

サポート事業所等は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 県民のための交通安全活動を継続的に実施すること。
- (2) 県、市、町、警察をはじめ地域の関係機関や住民と連携を密にすること。
- (3) 随時、自主的な活動について、滋賀県交通対策協議会に報告すること。

5 サポート事業所等の活動公表等

滋賀県交通対策協議会は、登録のサポート事業所等に対して次の支援を行う。

- (1) 交通安全に関する情報を提供する。
- (2) 社内教育等に必要な講師の紹介、教育資材の貸出し等を支援する。
- (3) 滋賀県のホームページや各種広報媒体で活動内容を県民に紹介する。
- (4) 自社の製品や印刷物、看板等に「交通安全サポート事業所」等の表示ができる。
- (5) サポート事業所等から名入り啓発品の提供があった場合、県民総ぐるみ運動で使用する。
- (6) 優秀な活動を実施したサポート事業所等を表彰する。
- (7) 交通安全推進大会等の機会において、活動事例を発表、紹介する。

6 登録の解消

サポート事業所等が、この要領にそぐわなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

7 事務局

サポート事業所等の登録、支援、表彰など必要な事務は、土木交通部道路保全課において行う。

自主的な活動の具体例

1 高齢者および子どもの交通事故防止

- (1) 誰でも参加できる交通安全講習会の開催
- (2) 高齢者および子どもの交通安全のための啓発活動の実施
- (3) 通学路・生活道路等における交通立番、保護誘導活動、危険箇所の点検等の実施
- (4) 高齢者居住の家庭に対する訪問指導活動の推進
- (5) 運転免許証自主返納高齢者支援制度を支援する施策の実施

2 歩行者および自転車の安全確保

- (1) 歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進
- (2) 令和4年11月に改定された新たな自転車安全利用五則の周知
- (3) 街頭における交通立番など保護誘導活動の実施
- (4) 自転車の安全点検・整備の促進（TSマークの普及）
- (5) 自転車の損害賠償保険・共済の加入義務の周知と加入促進
- (6) 全ての世代に対する自転車乗用時におけるヘルメット着用の推進
- (7) 歩行中、自転車乗用中における携帯電話等の使用による危険性の周知と指導

3 生活道路および交差点における安全確保

- (1) 生活道路等における交通危険箇所の点検・整備の実施
- (2) 「ゾーン30」における車両の走行速度抑制の呼びかけ
- (3) 交差点における交通立番など保護誘導活動の実施
- (4) 交差点での信号遵守、一時停止、安全確認を徹底する広報啓発活動の実施
- (5) 交差点での「止まる・見る・待つ」の呼びかけ

4 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 全席シートベルト着用とチャイルドシート使用の広報・啓発活動の実施
- (2) シートベルト着用を促す実践型交通安全講習会の実施
- (3) チャイルドシート使用を促す実践型交通安全講習会の実施

5 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

- (1) 飲酒運転、妨害運転等の危険性の認識を深めるための広報啓発活動の実施
- (2) 「飲酒運転、妨害運転等をしない、させない、許さない」環境づくり
- (3) 「ハンドルキーパー運動」の展開
- (4) 酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止の徹底

6 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と反射材の普及

- (1) 歩行者・自転車利用者への反射材の普及・活用の促進
- (2) 夕暮れ時や夜間の危険性について理解を深める実践型交通安全講習会の実施
- (3) 「前照灯早め点灯運動」への参加を促す広報・啓発活動の実施
- (4) 自動車運転者への夜間走行時における前照灯の基本（ハイビーム点灯）に関する広報啓発活動とこまめな前照灯切替えの推奨
- (5) 自動車運転者への前方注視・安全確認を促す広報啓発活動の実施

交通死亡事故多発警報等発令要領

1 目的

この要領は、交通死亡事故が多発し、交通の安全に著しい不安が生じるおそれがある場合に、県下全域を対象に交通死亡事故多発に関する警報（以下「警報」という。）を発令することにより、県民に注意を喚起するとともに県、市町、警察および関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進する制度の実施について定め、もって交通死亡事故多発状態の早期改善を図ることを目的とする。

2 警報の種別

警報は、交通死亡事故多発警報および高齢者事故多発警報の2種類とする。

3 発令者

警報は、滋賀県交通対策協議会の会長たる知事が発令する。

4 事務局

警報の発令に際しては、その事務局を土木交通部道路保全課内に置くものとする。

5 発令の基準と期間

- (1) 交通死亡事故多発警報は、次の要件のいずれにも該当する場合に発令することができる。
 - ア 県内において、おおむね10日間のうちに5件以上の交通死亡事故が発生していること。
 - イ アの交通死亡事故の発生状況、事故形態等について警察本部長と協議し、警報の発令が必要と認められること。
- (2) 高齢者事故多発警報は、次の要件のいずれにも該当する場合に発令することができる。
 - ア 県内において、おおむね10日間のうちに3件以上の高齢者が死亡する交通事故が発生していること。（ただし、死亡した高齢者側にも何らかの原因がある事故に限る。）
 - イ アの高齢者の交通死亡事故の発生状況、事故形態等について警察本部長と協議し、警報の発令が必要と認められること。
- (3) 前2号の要件のいずれにも該当し警報を発令する場合は、交通死亡事故多発警報を優先して発令するものとする。
- (4) 高齢者事故多発警報の発令期間中に第1号の各要件に該当する場合は、交通死亡事故多発警報に切り替えるものとする。
- (5) 重大な交通事故の多発その他の事情により特に必要と認められるときは、第1号および第2号の要件にかかわらず、警察本部長と協議の上、警報を発令することができる。
- (6) 警報の発令期間は7日間とする。ただし、必要があるときは、警察本部長と協議し、7日を限度に延長することができる。

6 発令の方法

- (1) 警報の発令は、各市町長および関係機関・団体に対し別記様式第1号の通知書を送付することにより行うものとする。
- (2) 高齢者事故多発警報から交通死亡事故多発警報に切り替えて発令する場合は、別記様式第2号の通知書を送付することにより行うものとする。
- (3) 警報の発令期間を延長する場合は、各市町長および関係機関・団体に対し別記様式第3号の通知を送付することにより行うものとする。

7 発令時における推進事項

警報が発令されたときは、県、市町、警察および関係機関・団体は、別記のとおり必要な諸対策の推進に努めるものとする。

警報発令時における対策推進事項

推進事項	推進内容	実施機関・団体
啓 発	・新聞、テレビ、ラジオを通じて警報発令の周知徹底を図る。	県・市町・警察
	・広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。	県・市町 交通安全協会 安全運転管理者協会
	・ホームページの掲載や館内放送等を活用し、警報発令の周知徹底を図る。	県・市町・警察 交通安全協会 安全運転管理者協会 関係機関・団体
	・横断幕、懸垂幕を掲出する。 ・道路情報板、ハイウェイラジオ等により警報発令の周知徹底を図る。	道路管理者
	・標旗、横断幕、懸垂幕を掲出する。	県・市町
	・下部組織に対して、警報発令の周知徹底を図る。	関係機関・団体
街頭活動	・通学(園)路の安全施設等の点検を行うとともに通学(園)時間帯の街頭指導を行う。	市町 学校・幼稚園等 P T A 交通安全協会
	・二輪車、自転車に対する街頭指導を行う。 ・シートベルト、ヘルメット着用の推進について街頭指導を行う。 ・通学(園)、通勤時間帯での街頭指導を行う。 ・速度超過、飲酒、過労運転等による事故防止の自主活動を強化する。	市町・警察 交通安全協会 安全運転管理者協会
	・警報発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全な乗り方等について指導する。	教育委員会・学校
	・朝礼、点呼時間等を活用して警報発令の周知徹底を図るとともに、安全速度の励行およびシートベルト、ヘルメットの着用等交通事故防止について指導する。 ・各種会議、会合、講習会等において警報発令の周知徹底を図るとともに、交通安全活動への参加を呼びかける。	関係機関・団体
取締り	・飲酒運転、速度超過、信号無視等の死亡事故につながる悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化する。	警察
高齢者対策	・高齢者家庭訪問、交通安全講習会、街頭活動等あらゆる機会を通じて、高齢者事故多発警報発令の周知徹底を図るとともに、交通事故防止を呼びかける。	県・市町・警察 交通安全協会 安全運転管理者協会 関係機関・団体

交通死亡事故多発警報
高齢者事故多発警報 発令通知書

滋 交 対 第 号
令和 年(年) 月 日

様

滋 賀 県 交 通 対 策 協 議 会
会 長 ○ ○ ○ ○

交通死亡事故多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報（高齢者事故多発警報）を発令したので通知します。

各機関・団体におかれましては、相互に協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

(発令種別) 交通死亡事故多発警報 高齢者事故多発警報

(発令期間) 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで

交通事故多発警報（切替え）発令通知書

滋 交 対 第 号
令和 年(年) 月 日

様

滋 賀 県 交 通 対 策 協 議 会
会 長 ○ ○ ○ ○

交通死亡事故多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、高齢者事故多発警報を交通死亡事故多発警報に切り替えて発令したので通知します。

各機関・団体におかれましては、相互に協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

(発令種別) 交通死亡事故多発警報（高齢者事故多発警報から切替え）

(発令期間) 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで

交通死亡事故多発警報
高齢者事故多発警報（期間延長）発令通知書

滋 交 対 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

滋 賀 県 交 通 対 策 協 議 会
会 長 ○ ○ ○ ○

交通死亡事故多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報（高齢者事故多発警報）の発令期間を延長したので通知します。

各機関・団体におかれましては、相互に協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

（発令種別） 交通死亡事故多発警報 高齢者事故多発警報

（発令期間）

既発令 令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで
延長 令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで

交通安全びわ湖キャラバン隊実施要領

1 目的

バス・トラック・タクシー等の車体に交通安全に関するメッセージを掲げて、県内の主要道路およびびわ湖岸道路において隊列を組んで走行する等の効果的な広報活動により、広く県民に交通安全を呼びかけることを目的とする。

2 名称

名称は、『交通安全びわ湖キャラバン隊』とする。

3 実施日時

令和5年5月11日（木）（春の全国交通安全運動の初日）

4 出発場所

滋賀県庁

5 走行路線

基本的に湖周道路、湖岸道路および県内の主要道路を利用し、琵琶湖を周回する。ただし、参加する各機関・団体の事情により各所属周辺の道路でも可能とする。

6 実施内容

(1) バス協会・トラック協会・タクシー協会の取組

出発場所において「交通安全宣言」を行い、バス・トラック・タクシーに交通安全を推進するメッセージ等を掲げ、県内の主要道路において隊列を組んで走行し、広く交通安全を呼びかける。

(2) 推進機関・団体の取組

推進機関・団体は、バス・トラック・タクシーと県内の主要道路を走行するか、または、各所属周辺の道路において、随時、交通安全広報車等で交通安全を呼びかける。（ただし、交通安全広報車等を保有しない推進機関・団体にあっては、別途交通安全を推進する活動を行う。）

(3) 交通安全啓発

車両を走行させての広報活動に付随して、事前に指定した走行経路中に所在する施設等に立寄り、当該地域の交通安全関係団体等と合流のうえ、交通安全啓発を実施する。

滋賀県交通対策協議会設置要綱

<p>(目的)</p> <p>第1条 滋賀県における交通の諸問題について、関係機関・団体相互の連絡調整を図り、効果的かつ現実的な措置を講ずるとともに、交通の安全を県民ぐるみで強力に推進するため、滋賀県交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には第1条の目的を効果的に推進するために、別表2に掲げる推進機関・団体を置く。</p> <p>(会長および副会長)</p> <p>第3条 協議会に会長および副会長を置く。</p> <p>2 会長は、滋賀県知事をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、滋賀県市長会長をもって充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 会長は、協議会の会議を招集し、その会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、協議会の事項に関し、会長を助け、会長に事故あるときはこれを代理する。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 協議会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 交通安全部会</p> <p>ア 協議会の企画運営に関すること。</p> <p>イ 部会相互間の連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 交通安全運動に関すること。</p> <p>エ 交通安全教育に関すること。</p> <p>オ 他の部会に属しない交通問題に関すること。</p> <p>(2) 交通環境部会</p> <p>ア 交通安全施設等の整備に関すること。</p> <p>イ 踏切道の整備に関すること。</p> <p>ウ その他交通環境の整備に関すること。</p> <p>(3) 被害者救済対策部会</p> <p>ア 交通事故相談に関すること。</p> <p>イ 救急医療施設等設備に関すること。</p> <p>ウ その他交通事故被害者の救済に関すること。</p> <p>(4) 高齢者対策部会</p> <p>ア 高齢者に対する交通安全教育に関すること。</p> <p>イ 高齢者の交通安全確保に関すること。</p> <p>ウ その他高齢者の交通安全に関すること。</p> <p>2 部会は、第2条に規定する構成員および推進機関・団体のうちから会長が指定したのものをもって構成するものとする。</p> <p>3 部会は、必要に応じ会長が招集するものとする。</p> <p>4 部会の議長は、部会構成員の互選によるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、滋賀県土木交通部において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関する事項は、会長が別に定める。</p>	<p>付 則</p> <p>この要綱は、平成3年2月21日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成12年7月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成14年7月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成17年2月22日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成17年10月21日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成20年2月6日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成24年2月3日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年2月4日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成27年2月5日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則</p> <p>この要綱は、昭和46年3月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、昭和62年2月12日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、昭和63年6月13日から施行する。</p>	

別表 1

協 議 会 構 成 員

滋 賀 県 知 事	(一社) 滋 賀 県 病 院 協 会 会 長
滋 賀 県 知 事 公 室 長	(一社) 滋 賀 県 医 師 会 会 長
滋 賀 県 総 合 企 画 部 長	(社福) 滋 賀 県 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
滋 賀 県 総 務 部 長	(一財) 滋 賀 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
滋 賀 県 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	滋 賀 県 商 工 会 議 所 連 合 会 会 長
滋 賀 県 琵琶湖環境部 長	滋 賀 県 商 工 会 連 合 会 会 長
滋 賀 県 健 康 医 療 福 祉 部 長	(一社) 滋 賀 県 労 働 者 福 祉 協 議 会 会 長
滋 賀 県 商 工 観 光 労 働 部 長	滋 賀 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 会 長
滋 賀 県 農 政 水 産 部 長	滋 賀 県 交 通 安 全 女 性 団 体 連 合 会 会 長
滋 賀 県 土 木 交 通 部 長	滋 賀 県 地 域 女 性 団 体 連 合 会 会 長
滋 賀 県 教 育 委 員 会 教 育 長	滋 賀 県 青 年 団 体 連 合 会 会 長
滋 賀 県 警 察 本 部 長	滋 賀 県 P T A 連 絡 協 議 会 会 長
滋 賀 県 企 業 庁 長	滋 賀 県 公 立 高 等 学 校 P T A 連 合 会 会 長
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	(公財) 滋 賀 県 交 通 安 全 協 会 会 長
厚生労働省滋賀労働局長	(一社) 滋 賀 県 安 全 運 転 管 理 者 協 会 会 長
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長	(一社) 滋 賀 県 指 定 自 動 車 教 習 所 協 会 会 長
西日本高速道路株式会社関西支社長	(一社) 滋 賀 県 バ ス 協 会 会 長
中日本高速道路株式会社名古屋支社長	(一社) 滋 賀 県 ト ラ ッ ク 協 会 会 長
滋 賀 県 市 長 会 会 長	(一社) 滋 賀 県 タ ク シ ー 協 会 会 長
滋 賀 県 町 村 会 会 長	滋 賀 県 踏 切 事 故 防 止 対 策 協 議 会 会 長

(全 40 名 順 不 同)

別表2

推 進 機 関 ・ 団 体

滋 賀 県 滋 賀 県 警 察 本 部 滋 賀 県 教 育 委 員 会 国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局 厚生労働省滋賀労働局 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所 自動車安全運転センター滋賀県事務所 (独)自動車事故対策機構滋賀支所 軽自動車検査協会滋賀事務所 西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所 中日本高速道路株式会社名古屋支社根拠・サービスセンター 市 町 市 町 教 育 委 員 会 滋賀県国公立幼稚園・こども園長会 滋賀県小学校長会 滋賀県中学校長会 滋賀県高等学校長協会 滋賀県私立幼稚園協会 滋賀県PTA連絡協議会 滋賀県公立高等学校PTA連合会 (公財)滋賀県交通安全協会 滋賀県交通安全女性団体連合会 滋賀県高速道路交通安全協議会 滋賀県道路公社 (一社)滋賀県バス協会 (一社)滋賀県タクシー協会 (一社)滋賀県トラック協会 (一社)滋賀県安全運転管理者協会 滋賀県自動車販売店交通安全協議会 滋賀県自転車軽自動車商業協同組合 滋賀県二輪車普及安全協会 (一社)滋賀県指定自動車教習所協会 (一社)滋賀県自動車整備振興会 滋賀県道路・都市計画協会 滋賀県生コンクリート工業組合	(一社)滋賀県建設業協会 (公財)滋賀県消防協会 滋賀県踏切事故防止対策協議会 西日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 近江鉄道株式会社 滋賀県交通運輸産業労働組合協議会 滋賀県商工会議所連合会 滋賀県商工会連合会 滋賀県商店街連盟連合会 滋賀県中小企業団体中央会 滋賀経済同友会 (一社)滋賀県医師会 (一社)滋賀県歯科医師会 (一社)滋賀県病院協会 (一社)滋賀県薬剤師会 日本赤十字社滋賀県支部 赤十字奉仕団滋賀県支部委員会 滋賀県地域女性団体連合会 滋賀県青年団体連合会 (一財)滋賀県老人クラブ連合会 滋賀県青少年育成県民会議 日本ボーイスカウト滋賀連盟 (一社)ガールスカウト滋賀連盟 滋賀県子ども会連合会 滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 (一社)滋賀県保育協議会 滋賀県農業協同組合中央会 滋賀県保護司会連合会 滋賀県更生保護女性連盟 滋賀県人権擁護委員連合会 (社福)滋賀県社会福祉協議会 (一社)滋賀県労働者福祉協議会	(公社)びわこビジターズビューロー 滋賀県遊技業交通安全協力会 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 滋賀県土地改良事業団体連合会 滋賀県職業能力開発協会 滋賀県火薬類保安協会 (一社)滋賀県LPガス協会 滋賀県石油商業組合 (一社)滋賀県食品衛生協会 (一社)滋賀県警備業協会 (一社)滋賀県レンタカー協会 (一社)日本自動車連盟滋賀支部 朝日新聞大津総局 京都新聞社滋賀本社 産経新聞社大津支局 中日新聞大津支局 日本経済新聞社大津支局 毎日新聞大津支局 読売新聞大津支局 (一社)共同通信社大津支局 時事通信社大津支局 京都放送滋賀支社 エフエム滋賀 日本放送協会大津放送局 びわ湖放送株式会社 滋賀報知新聞社 報知写真新聞社 滋賀県介護支援専門員連絡協議会 (公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部 (公社)滋賀県シルバー人材センター連合会 (一社)日本福祉用具供給協会滋賀ブロック 滋賀プラス・サイクル推進協議会 滋賀県自治会連合会
--	---	--

(全 103 機関・団体 順不同)

交通対策協議会各部会構成員表

構成員	部会名	交通安全部会	交通環境部会	被害者救済対策部会	高齢者対策部会
県健康医療福祉部	健康福祉政策課長		○	○	
同	医療福祉推進課長	○			○
同	障害福祉課長	○			
同	子ども・青少年局 子ども未来戦略室長	○			
県農政水産部	耕地課長		○		
県土木交通部	交通戦略課長		○		○
同	道路整備課長		○		
同	道路保全課長	○	○	○	○
同	都市計画課長		○		
県教育委員会	高校教育課長	○			
同	幼小中教育課長	○			
同	生涯学習課長	○			
同	保健体育課長	○			
県警察本部	交通企画課長	○	○	○	
同	交通規制課長		○		
同	交通指導課長	○			
同	高齢者交通安全推進室長				○
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局首席運輸企画専門官		○	○	○	
厚生労働省滋賀労働局労働基準部監督課長				○	
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所総括保全対策官			○		
西日本旅客鉄道株式会社踏切保安担当課長			○		
滋賀県市長会事務局長	○			○	
滋賀県町村会事務局長	○			○	
(一社)滋賀県病院協会事務局長				○	
(一社)滋賀県医師会事務局長				○	
(社福)滋賀県社会福祉協議会事務局長			○	○	○
(一財)滋賀県老人クラブ連合会事務局長	○		○		○
滋賀県商工会議所連合会専務理事			○		○
滋賀県商工会連合会専務理事			○		○
(一社)滋賀県労働者福祉協議会事務局長				○	
滋賀県農業協同組合中央会総務部長	○				
滋賀県地域女性団体連合会事務局長	○				
滋賀県青年団体連合会事務局長	○				
滋賀県PTA連絡協議会事務局長	○				
滋賀県公立高等学校PTA連合会事務局長	○		○		
(公財)滋賀県交通安全協会専務理事	○		○	○	○
滋賀県交通安全女性団体連合会副会長	○				○
(一社)滋賀県安全運転管理者協会専務理事	○				
(一社)滋賀県バス協会専務理事	○		○		○
(一社)滋賀県タクシー協会専務理事	○		○		○
(一社)滋賀県トラック協会専務理事	○		○		
自動車安全運転センター滋賀県事務所長				○	
(独)自動車事故対策機構滋賀支所長				○	
西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長			○		
中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター所長			○		
滋賀県国公立幼稚園・こども園園長会長	○				
滋賀県小学校長会長	○				
滋賀県中学校長会長	○				
滋賀県高等学校長協会会長	○				
滋賀県私立幼稚園協会会長	○				
滋賀県自動車販売協会専務理事	○				
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合理事長	○				
滋賀県二輪車普及安全協会事務局長	○				
(一社)滋賀県指定自動車教習所協会専務理事	○				
日本赤十字社滋賀県支部事務局長				○	
日本ボーイスカウト滋賀連盟事務局長	○				
(一社)ガールスカウト滋賀県連盟	○				
滋賀県子ども会連合会副会長	○				
滋賀県人権擁護委員連合会事務局長				○	
(一社)滋賀県警備業協会会長	○				
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会長					○
(一社)滋賀県薬剤師会長					○
滋賀県介護支援専門員連絡協議会長					○
(公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部世話人代表					○
(公社)滋賀県シルバー人材センター連合会長					○
(一社)日本福祉用具供給協会滋賀ブロック長					○
滋賀プラス・サイクル推進協議会長	○				
滋賀県自治会連合会長	○				

資料

交通事故発生状況（令和4年中）

	発生件数	死者数	傷者数	
			うち重傷者	
令和4年	2,862	38	3,599	322
令和3年	2,850	37	3,530	325
増減数	12	1	69	-3
増減率(%)	0.4	2.7	2.0	-0.9

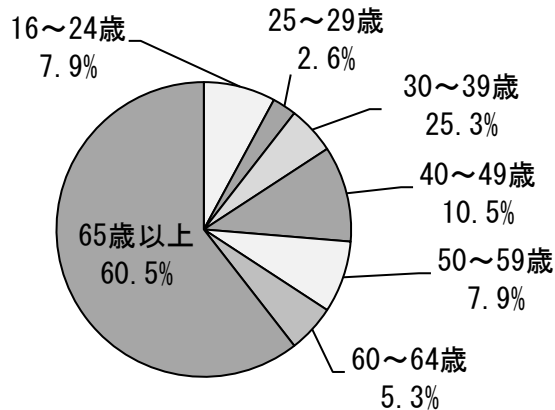
高齢者の事故発生状況（令和4年中）

※高齢者（65歳以上）が第1当事者または第2当事者となった事故

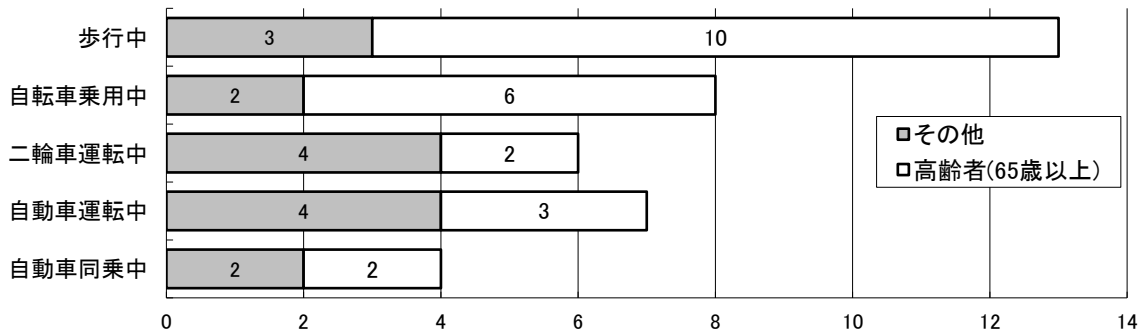
	発生件数	死者数	傷者数	
			うち重傷者	
令和4年	896	23	441	102
令和3年	909	17	501	99
増減数	-13	6	-60	3
増減率(%)	-1.4	35.3	-12.0	3.0

1 交通事故死者の年齢別状況

年齢	死者数
15歳以下	0
16～24歳	3
25～29歳	1
30～39歳	2
40～49歳	4
50～59歳	3
60～64歳	2
65歳以上	23

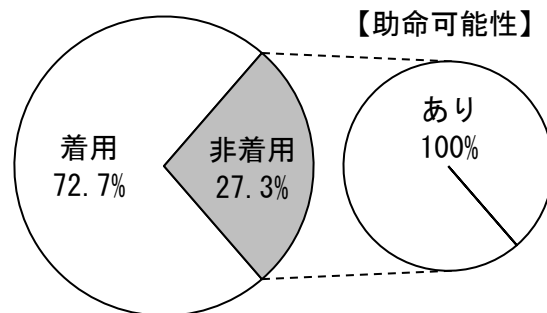


2 交通事故死者の事故状態別状況（人数）



3 交通事故死者のシートベルト着用状況

	死者数	率(%)
自動車乗車中の死者	11	
着用	8	72.7
非着用(ア)	3	27.3
着用により助かったと思われる者(イ)	3	100 (イ)/(ア)

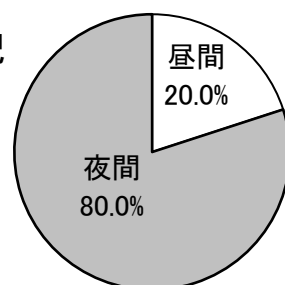


※非着用(ア)の死者数は着用不明の者を含む

※特殊車を除く

4 交通事故死者（高齢者歩行中）の発生時間別状況

	死者数	率(%)
昼間	2	20.0
夜間	8	80.0



滋賀県の交通事故・自動車台数などの推移

年	区分	発生件数(件)	死者(人)	傷者(人)		自動車台数(台)	人口(人)	免許人口(人)
					うち重傷者			
昭和 43 年	(1968 年)	6,818	227	10,063	1,488	121,401	863,340	228,069
44	(1969 年)	7,728	255	11,308	1,507	146,079	872,337	226,766
45	(1970 年)	8,055	234	12,376	1,360	172,374	※ 889,768	245,981
46	(1971 年)	7,646	239	11,099	1,167	198,230	908,551	266,144
47	(1972 年)	6,807	238	9,668	965	225,905	924,479	280,292
48	(1973 年)	5,749	236	8,411	861	253,609	944,223	295,661
49	(1974 年)	4,473	142	6,378	682	270,896	967,078	311,505
50	(1975 年)	4,161	142	5,973	601	283,376	※ 985,621	326,908
51	(1976 年)	4,307	143	5,862	553	304,134	1,005,593	346,592
52	(1977 年)	4,389	133	5,910	553	325,329	1,025,638	370,058
53	(1978 年)	4,390	150	5,912	539	347,316	1,043,492	395,227
54	(1979 年)	4,378	136	5,815	536	372,105	1,063,037	417,252
55	(1980 年)	4,422	135	5,841	600	395,195	※ 1,079,898	439,158
56	(1981 年)	4,426	140	5,868	558	421,844	1,095,584	458,215
57	(1982 年)	4,820	160	6,321	609	445,766	1,110,793	478,637
58	(1983 年)	5,517	142	7,365	665	469,326	1,125,155	497,977
59	(1984 年)	5,588	140	7,490	706	490,341	1,137,932	516,845
60	(1985 年)	5,618	156	7,406	740	514,671	※ 1,155,844	534,845
61	(1986 年)	5,775	163	7,665	830	539,294	1,166,928	552,945
62	(1987 年)	5,522	137	7,334	868	562,704	1,178,854	571,414
63	(1988 年)	5,653	143	7,487	946	594,525	1,192,558	591,502
平成 元 年	(1989 年)	5,796	175	7,826	922	622,290	1,208,856	612,605
2	(1990 年)	5,842	134	7,773	1,090	658,842	※ 1,222,411	634,938
3	(1991 年)	6,147	181	8,158	1,086	686,399	1,236,085	654,545
4	(1992 年)	7,025	190	9,076	1,273	710,156	1,248,552	675,857
5	(1993 年)	7,663	175	9,886	1,312	732,212	1,261,342	696,388
6	(1994 年)	7,773	176	9,999	1,243	757,796	1,274,787	716,327
7	(1995 年)	7,828	181	10,123	1,339	782,733	※ 1,287,005	736,137
8	(1996 年)	7,843	153	10,442	1,272	814,920	1,299,046	755,745
9	(1997 年)	7,993	158	10,479	1,222	837,761	1,311,514	775,892
10	(1998 年)	8,703	142	11,429	1,367	855,248	1,324,148	797,354
11	(1999 年)	8,764	141	11,491	1,331	872,460	1,334,166	814,671
12	(2000 年)	9,519	126	12,731	1,508	889,145	※ 1,342,832	829,393
13	(2001 年)	9,846	145	13,149	1,534	904,656	1,352,361	842,996
14	(2002 年)	9,766	109	13,038	1,416	918,307	1,359,773	857,572
15	(2003 年)	10,276	108	13,619	1,363	928,682	1,366,415	871,225
16	(2004 年)	10,292	104	13,511	1,119	942,724	1,374,182	882,660
17	(2005 年)	10,107	118	13,326	980	964,830	※ 1,380,361	892,097
18	(2006 年)	10,005	102	13,153	889	975,594	1,387,110	902,117
19	(2007 年)	9,626	93	12,720	808	978,139	1,394,809	912,742
20	(2008 年)	9,027	79	11,666	788	977,510	1,401,073	922,324
21	(2009 年)	8,849	65	11,426	758	977,687	1,402,132	929,986
22	(2010 年)	9,023	78	11,656	770	982,322	※ 1,410,777	934,586
23	(2011 年)	8,383	85	10,709	724	988,109	1,414,398	940,473
24	(2012 年)	8,071	79	10,419	636	999,636	1,416,546	945,981
25	(2013 年)	7,836	74	10,214	631	1,008,963	1,416,952	951,092
26	(2014 年)	6,598	63	8,545	595	1,020,328	1,416,500	955,332
27	(2015 年)	5,879	73	7,625	524	1,024,092	※ 1,412,916	957,046
28	(2016 年)	5,294	53	6,651	486	1,029,673	1,413,079	959,629
29	(2017 年)	4,876	55	6,178	461	1,035,904	1,412,956	961,249
30	(2018 年)	4,212	39	5,361	406	1,043,209	1,412,881	963,565
令和 元 年	(2019 年)	3,647	57	4,592	421	1,048,733	1,413,959	963,898
2	(2020 年)	2,893	49	3,555	354	1,048,387	※ 1,414,248	965,191
3	(2021 年)	2,850	37	3,530	324	1,055,493	1,409,157	966,603
4	(2022 年)	2,862	38	3,599	322	1,058,384	1,408,193	969,683

(注1) 自動車台数は、平成 27 年までは国土交通省の統計であり、平成 28 年からは(一財)自動車検査登録情報協会の統計である。

※国土交通省が軽二輪車の届出事務を電算化したことに伴い、集計値を精査しており、令和4年は8月末現在の軽二輪車数を除いた暫定数である。

2) 人口は、滋賀県統計課資料(各年 10 月 1 日現在)による推計人口である。※は国勢調査の確定値である。

3) 免許人口は、警察庁電算集計(各年 12 月末現在)による。

● 交通事故相談所の御案内 ●

交通事故に巻き込まれてどうしたらいいか悩んでいませんか

★滋賀県では、無料・相談内容秘密厳守で、交通事故相談を実施しています。

常設相談：直接相談所に御来所ください。電話や文書による相談も受け付けています。

巡回相談：遠隔地等で相談に来られない方のために、予約制で巡回相談を実施しています。

詳しくはお電話でお問い合わせ下さい。

滋賀県立交通事故相談所 大津本所

大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎3階 TEL 077-528-3425 (直通)
FAX 077-528-4918

滋賀県立交通事故相談所 彦根分室

彦根市元町4-1 滋賀県湖東合同庁舎1階 TEL 0749-27-2230 (直通)

開設日

(○印は開設)

		月	火	水	木	金
大津本所	面接相談	○	○	○	○	○
	電話相談	○	○	○	○	○
彦根分室	面接相談	—	○	—	○	—
	電話相談	○	○	○	○	○

時間：9時～12時・13時～16時

休日：土・日・祝日・年未年始

★ 交通遺児に御支援を ★

公益財団法人おりづる会は、交通事故で、父もしくは母または両親を亡くされた交通遺児に対する支援を行う団体です。

交通遺児のすこやかな育成のために、奨学金支給などの経済援護事業と夏のレクリエーションなどの厚生援護事業を行っています。

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

事務局 滋賀県土木交通部道路保全課内

公益財団法人おりづる会 TEL 077-528-3682 FAX 077-528-4903

振込先 滋賀銀行 県庁支店：普通預金 126751 (公財)おりづる会

E-Mail oridurukai@chorus.ocn.ne.jp

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/12401.html>

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)

交通安全の普及啓発や道路整備

など、交通安全対策に活用します。

交通安全に支援をお願いします。

※詳しくは、右のQRコードから



刊行物名	令和5年度滋賀県交通安全 県民総ぐるみ運動実施要綱
刊行課名	滋賀県土木交通部道路保全課
刊行日	令和5年2月
印刷所	株式会社シバタプロセス印刷

この印刷物は古紙パルプを配合しています。